主要な政策に係る評価書(平成30年度実施政策)

(総務省31-①)

政策 ^(※1) 名	政策1:適正な行政管	管理の実施		分野	行政改革·行政運営					
政策の概要	行政運営の見直し・こ	「政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。								
基本目標【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:・行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]:・ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人制度の運用により、独立行政法人による行政活動の自律的な実施が実現され、行政運営の効率化等が促進されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること									
	区分		28年度	29年度	30年度	31年度				
		当初予算(a)	188	182		170 172				
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	予算の状況	補正予算(b)	0	0		0				
	(注)	繰越し等(c)	0	0		0				
		合計(a+b+c)	188	182		170				
	‡	丸 行額	145	148		140				

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端デジタル国家創造宣言・官民デー タ活用推進基本計画	平成30年6月15日	IIー(7)情報システム改革・業務の見直し【官民データ基本法第15条第1項関係】

施策	目標	測定指標		甘.维 / /本 \			目標(値)	達成									
	15 M T FD		字に〇を付した測定指標は、主 測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごと	【年度】	(※3)										
	施策手段 政府情報		各行政機関が所管する		, 22	28年度 29年度 30年度 平成30年度に基準年度から半減(725)											
ITを活政の用所で	成り が い が い が れ い が れ き 引 き 推 き き 推 き き き き き き き き き き き き き	1	谷11以吸機関が削削する 情報システム数 <アウトブット指標> 【AP改革項目関連:IT化と業務 改革、行政改革等分野(④】 【APのKPI】	1,450 (H24年度実績値) 【24年度】	862	793	719	725 (平成30年度に基準年度から半滅) 【30年度】	1								
	各府省における業		行政管理局が重点的に取り組 む個別業務の改革について、	業務改革の方向性を取組方針に盛り	100%	100%	100%										
	800 務改革の 取組の推 進	2	は個別条例の改革について、 具体の取組内容、工程表、成 果指標を設定した割合 〈アウトブット指標〉	込むとともに、具体的な取組状況を取りまとめ 【27年度】	100% (1/1)	100% (22/22)	100% (同左)	100% 【30年度】	1								
	各けの向けに支用の要省る利上た対援者意望に手便に取すやか見聴お続性向組る利ら・取	; <u>:</u> 	申請・届出等手続におけるオ ンライン利用率 <アウトカム指標>	45.4%	平成26年度値(45.4%)以上	平成27年度値(47.3%)以上	平成28年度値(43.5%)以上										
				45.4% 【26年度】	47.3% (平成27年度値)				-								
政スをと行のをるこのものである。		3		※平成29年度以降「行政手続等の棚卸調査」 との合同調査とし、集計方法を変更(受け手 が国の行政機関」である手続から、受け手 が「国了」「独立行政法人等」及び「国、独立行 政法人等」である手続への対象の変更等)		43.5% (平成28年度値)	44.8% (平成29年度値)										
	良質かつ低廉な公共サービスの実現	公 ビ 現											36%	39%	40%		
	をる市スに民札委関減新ス移進推た場ト伴競等員与さプ等行すと進め化実う争監会をせロへをるとす、テ施官入理の軽たセの促こ	4	公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 <アウトプット指標>	20% 【26年度】	34.3% (124/361)	39% (145/370)	54% (204/378)	40% 【30年度】	1								

独法のつ運じ省実の図で制正滑を存政機化ことのでは、適所開発の機化にといる。	新しい独	5	新しい独立行政法人制度の運 用に係る課題等の把握及びそ の対応の程度 <アウトプット指標>		各府省・各法人における新制度運用 の実態等を踏まえ、明らかになった課 題等について対応を実施	各府省・各法人における新制度運用 の実態等を踏まえ、明らかになった課 題等について対応を実施	各府省・各法人における新制度運用 の実態等を踏まえ、明らかになった課 題等について対応を実施		
	新立人運にての把れたよ法質た経能環に行制用当の適握に対り人に柔営と境備い政度すた課切と応応、の応軟をすを備烘法をるっ題なそじに各性じな可る整			用に係る課題等の把握及びそ 2 ^{7年4月で} の対応の程度	7年4月の新制度移行に伴う必要な 措置を実施 【27年度】	・調達関連来例によりな人にの17 の 完開発が停滞しているという課題に 対し、関連する閣議決定の改定を行い、新たな随意契約方式を導入する とともにその具体的な運用に関係する通知を発出した。 ・国際的な会計動向を踏まえた課題 等に対応すべく、有識者等の議論を 通じて会計基準等の改訂を検討し、 現在「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の作成に向けた 作業を行っている。	・経営努力認定制度について、現在法人において有効に活用されていないという課題に対し、申請要件の見直しや手続きの簡素化、認定割合の引上げなどの改善を行うこととする内容の新たな通知を発出した(平成30年3月末)。 ・「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を策定するとともに、中成29年9月)、これを踏まえ等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の議論を通じて、財務諸表等の表表して、以る。	・独立行政法人の能力の最大限活用という課題に対し、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定を行った(平成31年3月)。・独立行政法人の財務報告のより一層の活用という課題に対し、財務報告に対し、財務報告に関する基本的なを報告に関する基本的なを報告に関するガイドライン」の設定び「独立行政法人会計基準注解」のようなが、自然のようと、「独立行政法人会計基準に関するが、日独立行政法人会計基準に関するが、日独立行政法人会計基準に関するが、自然を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	を府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 【30年度】
行制行審のつ運り、政度政査適円用に行います。	規程等の	6	行政不服審査制度の見直し 〈アウトプット指標〉	新しい行政不服審査制度の創設に向 けた検討を開始 【24年度】	新しい行政不服審査制度の適切な施行 新しい行政不服審査制度について、 ①政令、審査請求事務取扱マニュア ル等の整備、②各種研修・セミナーの 実施等の施行準備を進め、適切に施行した。			新しい行政不服審査制度の適切な施 行 【28年度】	1
運けのびのび迅続国利教 営る確透向に速に民利済こ 当に公保明上簡なよの益をと という。	各各共主取援め状握修会じ情を府地団体組す、沢し、第今必報実省方体的をる取を、説を要提施や公のな支た組把研明通な供施	7	行政手続制度、行政不服審査 制度の普及 <アウトブット指標>	平成27年4月施行の改正行政手続法 及び28年4月施行の改正行政不服審 査法について、各府省や各地方公共 団体における主体的な取組を支援す るため、取組状況を把握し必要な情 報を提供 【28年度】	な取組を支援するため、取組状況を 把握し、研修・説明会等のあらゆる機 会を通じて、行政手続及び行政不服 審査制度の円滑な運用について必要 な情報の提供を実施 各府省や各地方公共団体等からの質 問・照会、意見交換(18回)等を通した 取組状況を把握し、研修・説明会(32 回)等を通じて、制度の円滑な運用に ついて必要な情報の提供を実施し	な情報の提供を実施 各府省や各地方公共団体等からの質問・照会、意見交換(3回)等を通した取組状況を把握し、研修・説明会(23		各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施【30年度】	1

国機「開情制正滑に行頼透向民利護の関制・報度かなよ政性明上の益をこ行等報個保のつ運りの及性、権の図と政の公人護適円用、信びの国利保る	国説をる開期守をへ責うめ決の徹ると、定連底こ	8	国の行政機関等における情報 公開制度において、期限内に 開示決定等がされたものの割 合(行政機関及び独立行政法 人等) <アウトプット指標>	行政機関 :99.9% 独立行政法人等:99.7% 【26年度】	平成26年度値以上 (100%を目指す) 行政機関: 99.9%、 独立行政法人等: 99.7% (平成27年度値)	平成26年度値以上 (100%を目指す) 行政機関:99.9% 独立行政法人等:99.8% (平成28年度値)	平成26年度値以上 (100%を目指す) 行政機関:100% 独立行政法人等:99.7% (平成29年度値)	平成26年度値以上(100%を目指す) 【30年度】	п
	職に情制旨容底研り公のびの図と	9	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における満足度等の割合 <アウトプット指標>	参加機関等数:743 参加者数:1,229人 満足度:93.8% 【27年度】	平成27年度値を上回る 参加機関等数:699 参加者数:1,239人 満足度:97.7% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近 畿、中国四国及び九州管区行政評価 局、四国行政評価支局、沖縄行政評 価事務所)	平成27年度値を上回る 参加機関等数:709 参加者数:1,221人 満足度:96.1% 理解度:72.496 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近 畿、中国四国及び九州管区行政評価 局、四国行政評価支局、沖縄行政評 価事務所)	平成27年度値を上回る 参加機関等数:708 参加者数:1,254人 満足度:97.9% 理解度:76.696 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近 畿、中国四国及び九州管区行政評価 局、四国行政評価支局、沖縄行政評 価事務所)	平成27年度値を上回る 【30年度】	1
	止江宣世	W	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等) 《アウトプット指標》	行政機関: 491件 独立行政法人等: 551件 【26年度】	平成26年度値より減少 行政機関:656件、 独立行政法人等:607件 (平成27年度値)	平成26年度値より減少 (10%減を目指す) 行政機関:644件 独立行政法人等:687件 (平成28年度値)	平成26年度値より減少 (10%減を目指す) 行政機関: 554件 独立行政法人等: 789件 (平成29年度値)	平成26年度値より減少 (10%減を目指す) 【30年度】	/\
	職に個保のびの図明のでは、報度とは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	11	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に 関する研修における満足度等 の割合 〈アウトプット指標〉	参加機関等数:743 参加者数:1,229人 満足度:95.7% 【27年度】	平成27年度値を上回る 参加機関等数:699 参加者数:1,239人 満足度:94,0% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所)	平成27年度値を上回る 参加機関等数:709 参加者数:1,221人 満足度:93.22.% 理解度:64.9% 9箇所(北海道、東北、関東、中部、近 畿、中国四国及び九州管区行政評価 局、四国行政評価支局、沖縄行政評 価事務所)	畿、中国四国及び九州管区行政評価	平成27年度値を上回る 【30年度】	П

目標達成度合	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
いの測定結果 (※4)	(判断根拠)	測定指標1、5、7、8及び10は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。 測定指標10については目標を達成できなかったが、測定指標1、5及び7については目標を達成しており、また、測定指標8は目標年度にわずかに及ばなかったが目標値に近い実績を示すことができた。 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示しており、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
	当該施策目標については ・測定指標1については、 に推進し、目標を達成した	
	目標の評価に当たっては 平成29年度以降は、「デ	以下のとおり。 ・政の業務改革に関する取組方針」(平成28年8月2日総務大臣決定)を踏まえ、政府内においてBPRの取組を広め、その定着を図る観点からBPRの取組に重点化して業務改革の取組の推進を図ってきたところ。 、各府省が取り組む個別業務について、改革案が示された業務のうち、具体の取組内容、工程表、成果指標が設定された業務の数を測定した。 ジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)を踏まえ、内閣官房(IT室)等と連携・分担して各府省の業務改革(BPR)の推進に取り組んできたところ。 、「各府省におけるデジタル・ガバメントを戦略的に推進するための中長期計画」(平成 30 年6月 29 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、各府省における取組目標・KPI・成果指標が設定され
	・測定指標3については、 受け手が「国の行政機関値に届いていないところで ・測定指標4については、 ※終了プロセス(2)とは	各府省において利用者ニーズを踏まえた地道なオンライン手続の利便性向上が図られたことにより前年度の実績を上回ることができた。(なお、平成29年度以降「行政手続等の棚卸調査」との合同調査とし、対象を 」である手続から、受け手が「国」、「独立行政法人等」及び「国、独立行政法人等」である手続に変更する等、集計方法に変更が生じている。)目標期間が終了していないため、達成度は「一」とする。現時点では目標 あるが、デジタル手続法の成立を踏まえ、今後、政府として新たな取組が推進されることとなる。 「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」(平成29年3月22日)の改正により、終了プロセス(2)※へ移行する事業が増加したため、前年度の実績を大幅に上回ることができた。 様々な入札改善策が講じられたものの、事業の特殊性、関係法令の抜本的見直しなどの要因から、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込まれない事業について、官民競争入札等監理委員。 終了することとされたもの。
	当該施策目標について	、人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること よ、新しい独立行政法人制度を運用するに当たっての課題を適切に把握し、以下の規定の策定等を行った。これらは、いずれも「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」等を踏 の性質に応じた柔軟な経営を可能とする環境を整備したと考えられることから、目標を達成したと考えられる。
	告に関する基本的な指針 「独立行政法人の事業 「「独立行政法人会計 「独立行政法人に対す	:関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」において、財務報告のより一層の活用が課題とされたことから、財務報告の基礎にある前提や概念について理論的・体系的に整理した「独立行政法人の財務 (平成29年9月)」を策定し、指針に基づき、関連する以下の設定・改訂を行った。 報告に関するガイドライン」の設定(平成30年9月) 基準」及び「独立行政法人会計基準注解」」の改訂(平成30年9月) る会計監査人の監査に係る報告書」の改訂(平成31年3月)
	独立行政法人会計基準に るとともに、設定・改訂を行 ・「特定国立研究開発法ノ 新たな随意契約方式を導	基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」の改訂(平成31年3月) おける連結財務諸表部分に関しては、今後の独立行政法人による出資等の状況を注視し、見直しについて検討することとなったため、引き続き会計基準等部会及び共同ワーキング・チームにおいて検討を行ってし 行った上記の規定等について、趣旨を周知していくため、説明会の実施を検討している。 、による研究開発等を促進するための基本的な方針(平成28年6月28日閣議決定。平成29年3月10日一部変更)」において、「研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保された 入する」こととされたことから、以下を策定した。
	さらに、上記で創設された 者から成る検討会を開催 ・法人の利益に係る経営	人の調達に係る事務について(平成29年3月) 特例随意契約制度に関し、「統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)」で「適用法人や上限額等の見直しを検討する」とされたことを踏まえ、令和元年度以降、内閣府及び総務省において外部有 し、制度見直しの検討を行っている。 努力認定制度に関して、国立研究開発法人の要望等を踏まえ、法人の経営努力を促進するインセンティブがより機能するように、以下を策定した。 、経営努力の促進とマネジメントの強化について(平成30年3月)
	独立行政法人評価制度 体等が連携して取り組む。 「独立行政法人の目標	1解名券別の促進とマネントの強化についく(平成30年3月) 委員会における4年間の審議において、急速な人口減少や、オールジャパンで取り組むべき政策課題が増加している等の時代変化を踏まえ、我が国を取り巻く政策課題の解決に各府省、独立行政法人、地方公共 必要性などについて意見が示されたことを受け、以下の改定を行った。 の策定に関する指針」の改定(平成31年3月) に関する指針」の改定(平成31年3月)
		に関する指針1000年(平成31年3月) を周知していくため、説明会等の開催を検討している。

<施策目標>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること

当該施策目標については、各制度に係る施行状況調査の結果等を踏まえると、行政手続制度及び行政不服審査制度は総じて適正かつ円滑に運用されていると考えられ、目標を概ね達成できたものと考えられる。

(参考)各府省の取組状況の把握の例

- ・ 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち、根拠法令の条項を明示したものの割合 97.2%(970件/998件。条項が明示されていなかった案件は、法令全般を根拠とすることから、特定の条項を明示できなかったもの等であ る。)(行政手続法施行状況調査結果)
- ・ 平成29年度公布の命令等に係る意見公募手続のうち結果の公示を行った案件について、結果の公示を命令等の公布の同日又はそれ以前に行ったものの割合 96.9%(960件/991件。命令等の公布日後に公示を行った案件は、提出意 見に対する回答の精査に時間を要したもの等である。)(行政手続法施行状況調査結果)
- · 審査請求の新規申立件数 平成28年度 22,316件(行政不服審査法施行状況調査結果)
- ・ 上記のうち、同年度中に処理が終了した件数 8.317件(行政不服審査法施行状況調査結果)

しかしながら、前者においては結果の公示が適切に行われていない例が一部あり、後者においては審理の長期化等が指摘されていることから、引き続き制度の普及を図ってまいりたい。

・測定指標6については、新しい行政不服審査制度について、政令、規則、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、各種研修・セミナーの実施等により、平成28年4月1日、適切に施行し、目標を達成できた。

・測定指標7については、研修会や説明会において、平成28年度に新たに導入した審理員制度等の基礎的な情報を提供するとともに、各府省、各地方公共団体等からの個別の照会に応じて様々な情報を提供するなど、行政手続及び行政不 服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施し、目標を達成できた。

<施策目標>国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること

当該施策目標については、個別の測定指標について目標達成にはわずかに及ばなかったが、行政機関及び独立行政法人等ともに目標値に近い実績を示すことができたため、施策全体としても目標に対し相当程度の進展があったと考えら

・測定指標8については、会議、研修等を通じて各行政機関等に対する指導等を実施した結果、平成30年度の行政機関の実績について100%を達成できた。一方、独立行政法人等においては、所管部署が業務多忙のため開示決定等の処理 こ時間を要したものや、担当者において補正に関する開示決定等の期限の認識を誤っていた等の理由から100%には及ばなかったものの、99.7%と目標値に近い実績を示すことができた。全体として期限内の開示決定等による情報の迅速 な開示が進んでおり、目標の達成に向け着実に進展していると考えられる。

・測定指標9については、目標を上回ることができた。事例を含めた具体的な説明により受講者の理解が進んだもの考えられる。

・測定指標10については、行政機関・独立行政法人等に対し、会議、研修等を通じて指導等を実施してきたものの、職員による誤送付・誤送信等により目標を達成することはできなかった。誤送付等発生の背景事情としては、各行政機関・独 立行政法人等における職員への意識向上の徹底等が不十分であったこと、誤送付等の発生を防ぐ手段としてのシステムが十分に機能していないこと等が原因と考えられる。

・測定指標11については、目標を上回ることはできなかった。平成30年度は講義時間を前年度よりも少なく設定せざるを得ず、やや説明に不足する部分があったものと考えられる。令和元年度では、この点を踏まえ、講義の仕方を工夫の予

・測定指標1については、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)において、2018年度までに情報システム数を半数近くまで削減するとされたことを踏まえ、設定したものであり、本取組は昨年度に最終年度を迎えたため、 削除することとする。

- ・測定指標2については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)を踏まえ、引き続き内閣官房(IT室)と連携・分担しながら、各府省の業務改革(BPR)の取組支援を行う。
- 測定指標3については、デジタル手続法により行政手続オンライン化法の主管省庁が内閣官房に移管することに伴い、削除することとする。
- ・測定指標4については、目標を達成しているため、引き続き今後の効率的・効果的な業務運営を行うこととする。
- ・測定指標5については、指標を達成したものの、より一層、独立行政法人が制度導入の本来の趣旨にのっとり、自主的・戦略的な運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化が図られ るよう、引き続き、独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用に関する取組を推進していくこととする。
- ・測定指標6については、新しい行政不服審査制度について、政令、審査請求事務取扱マニュアル等の整備、各種研修・セミナーの実施等の施行準備を行い、平成28年4月1日、適切に施行したことから、削除する。
- ・測定指標フについては、引き続き今後の目標とし、研修、説明会等の内容の重点化等、メリハリのある情報提供を推進する。
- ・測定指標8については、100%の目標には及ばなかったものの、目標の達成に向け着実に進んでいると考えられるため、引き続き連絡会議や研修を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底していくこととする。また、より効率的な業務の手法 こついても検討することとする。

・測定指標9については、指標として満足度は適切ではなく、理解度を指標とすべきとの本有識者会議における御指摘を踏まえ、指標を満足度から理解度に切り替え、平成29年度と平成30年度のうち高い理解度を得ている平成30年度を基準 年度とし、同年度を上回ることを今後の目標とする。

次期目標等へ の反映の方向 性

・測定指標10については、制度所管の総務省としては、引き続き、会議、研修等を通じて個人情報の漏えい等の防止策を講ずるよう指導等していくが、漏えい等防止の直接の当事者は各行政機関・独立行政法人等であり、測定指標として適 切ではないとの結論に至ったことから、測定指標からは削除し、制度の適正かつ円滑な運用状況を補足する参考指標とする。

・測定指標11については、測定指標9と同様に指標を理解度に切り替え、平成30年度を上回ることを今後の目標とする。また、講義時間の不足に対しては講義内容の工夫等により対応する。

(平成32年度予算概算要求に向けた考え方)

Ⅲ 予算の継続・現状維持

求への主な反映内容

平成32年度予算概算要 |評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、令和2年度予算概算要求に当たっては、政府共通プラットフォームの新環境への移行に向けた対応等のために行政不服審査裁決・答申データベース運 |用・保守経費を増額計上する一方、既存の経費については、過去の執行実績の反映等を行い、要求額の精査に努めた。

税制、法令、組織、定員 等への主な反映内容

学識経験を有する者 の知見等の活用

令和元年7月に開催された「総務省の政策評価に関する有識者会議」において、行政経営コンサルタントの田渕先生から、指標3について29年度以降集計方法を変更したことが分かるよう、変更前と変更後の二段書きとすることなどについて 御指摘をいただき、反映した。また、田渕先生、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の西出先生、埼玉大学教育学部教授の重川先生から、指標10について、制度の実態を表す指標であることから、削除するのではなく、次年度以 降の事前分析表においても参考指標とするなどしてはどうかとの御指摘を踏まえ、次年度以降の事前分析表では参考指標とすることとした。

政策評価を行う過程 において使用した資 料、データその他の 情報

行政手続等の棚卸結果等(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/tanaoroshi_data.xlsx)

- 平成26年度における情報公開法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000047.html)
- 平成27年度における情報公開法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06 03000047 00002.html)
- 平成28年度における情報公開法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06_04000062.html) 平成29年度における情報公開法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/jyohokokai/02gyokan06 04000076.html)
- 平成26年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000072.html)
- 平成27年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06_04000073.html) 平成28年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.jp/main sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06 04000074.html)
- 平成29年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(http://www.soumu.go.ip/main sosiki/gyoukan/kanri/02gyokan06 04000075.html)

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)	作成責任者名	行政管理局企画調整課長 山口 具矢 行政管理局行政情報システム企画課長 奥田 直彦 行政管理局管理官 添田 徹郎	政策評価実施時期	令和元年8月	
			1]以官垤向官垤6 淤田 1000			

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各所省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ー」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。
- ※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。